

川崎市上下水道局残留塩素濃度低減化推進委員会設置要綱

(平成22年8月30日22川上水計第583号)

(目的及び設置)

第1条 水道水の残留塩素濃度の低減化を計画的に推進することを目的に、川崎市上下水道局残留塩素濃度低減化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査及び検討を行う。

- (1) 残留塩素濃度低減化に係る計画策定に関すること。
- (2) 残留塩素濃度の現状分析及び監視方法に関すること。
- (3) 残留塩素濃度低減化実証実験に関すること。
- (4) 管路・管網の改善に係る対策に関すること。
- (5) 追加塩素消毒設備の施設整備を伴う対策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調査及び検討が必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は水道部長をもって充てる。

3 委員は、第1配水工事事務所長、水管理センター所長、長沢浄水場長、給水装置課長、水道管理課長、水道計画課長、水道整備課長、第2配水工事事務所長、第3配水工事事務所長、水管理センターの施設維持担当の担当課長、水管理センターの水道水質担当の担当課長、水運用センター所長及び浄水課長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は委員会の会務を掌理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 委員長は、第2条各号に規定する事項に関し、専門的事項及び実務的事項を調査及び検討させるため、部会を設置する。

2 部会の委員は、給水装置課工務係長、水道管理課の管路・危機管理担当の担当係長、水道整備課工務係長、第2配水工事事務所工務係長、第3配水工事事務所工務係長、水管理センターの北部担当の担当係長、水管理センターの水質調整担当の担当係長、水運用センター調整係長及び浄水課浄水係長をもって充てる。

3 部会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、水道計画課において処理する。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を、上下水道事業管理者に報告しなければならない。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月30日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日23川上水計第1769号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日27川上水計第825号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日28川上水計第674号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日29川上水計第582号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日3川上水計第420号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日5川上水計第439号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。